

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年6月22日開催分）

司会者：

今回司会を務めます，第2刑事部の小倉と申します。

今回の意見交換会では，平成25年9月から平成26年7月までの間に事件を担当していただいた裁判員経験者の方5名にお集まりいただきました。

今回は，1か月以上の期間を要した事件もあれば，1週間程度の事件もあり，また，被害者が死亡されている事件もあれば，覚せい剤の輸入とか強盗致傷といったような事件もあり，さらに，事実関係に争いのある事件やない事件，無罪となった事件や重い刑を言い渡すこととなった事件などもあり，さまざまな事件を担当された方々にお集まりいただきました。その中でそれぞれの事件に携わったことの御苦勞を，参加される前や参加された後，公私両方の面，いろいろ含めてさまざまな観点からお聞きしていきたいと思います。

裁判員制度が施行されて6年ほどが経ち，私もそのほとんどを地裁の裁判長として経験してきたわけですが，それでもまだまだ試行錯誤しながら取り組むことが多く，改善していかなければならないことが本当に山ほどあると思っておりますので，今日は私自身も皆さんのお話を伺い，さらに今後の改善につなげていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは，本日出席の法律専門家として，検察官，弁護士，裁判官と出席していただいておりますので，それぞれの方から自己紹介を簡単をお願いします。

寺本検察官：大阪地検検事の寺本と申します。昨年度，そしてこの4月以降は主に裁判員裁判を担当しております。今日は貴重な御意見が聞けると思っておりますので，よろしくお願いいたします。

高山弁護士：大阪弁護士会から参りました高山と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私は，弁護士会の中で刑事弁護委員会という委員会があり，裁判員裁判も含

めたいろいろ刑事弁護活動，弁護士の皆さんがより良い活動ができるようにと
いうことを考えながら進めていくということをやっているその委員会に所属し
ているんですけれども，今日は実際に裁判員を経験された皆さんのお話を伺
い，それを弁護士会のほうに持ち帰って，また次の裁判員裁判に活かせるよう
にしたいと思っておりますので，どうぞ忌憚のない御意見を頂戴できればと思
っております。よろしく申し上げます。

西野裁判官：大阪地裁第3刑事部におります，裁判官の西野です。

私は今年の4月から大阪地裁に転勤してまいりまして，前の庁では裁判長と
して裁判員裁判の経験があるんですけれども，残念ながら大阪ではここ2か月ぐ
らいでまだ経験がございません。これまで，私は，別の庁ですけど，何回か意
見交換会に参加させていただきましたが，先ほど小倉裁判官からありましたよ
うに，経験者の方々の率直な御意見がやはり自分自身の裁判員裁判のやり方を
顧みるいい機会になったなあと考えていますので，今日は率直なところをお聞
かせいただいて，また，より良き裁判員裁判を実現できるように私も頑張っ
ていきたいなと思っておりますので，今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：それでは，本格的な意見交換をする前に，いつもうちの部では発声練習
とって一言ずつ順番にお話しただいて，それからいろいろと意見交換して
いくことが多いんですけれども，今回も1番の方から順番に，どういう事件を
担当されたかということと，簡単な御感想を一言ずつお話しただけたらと思
います。1番の方お願いします。

裁判員経験者1：私は覚せい剤の密輸事件を担当いたしました。当時は，1年ほ
ど前だったんですけれども，被告人お二人と年が二つほどしか違わなくて，非常
に当事者意識を持って対応することができました。本日はよろしくお願ひいた
します。

司会者：1番の方は確か被告人が二人いる事件ということで，しかも結論も最終
的には無罪になったという事件であり，また，いろいろと関心のあるところも
こちらのほうもありますので，いろいろとお伺いするかと思いますが，よろし

くお願いします。

2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：私の事件は平成25年の9月に裁判がありました。殺人と死体遺棄という内容でして、ちょっとかなり重い内容でした。かなりテレビのニュースに出るような事件だったので、そのあたりすごく参加するかどうかもちょっと悩んだところもございました。

司会者：2番の方の事件は大体1か月半ぐらいかかった、相当長い事件で、しかも、そもそも事件に関与していないんだという争いもあったということで、相当大変だった事件だと思います。またいろいろな観点から質問させていただきますので、よろしくお願いします。

3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：私は死体損壊と傷害致死の事件でした。特に、事実関係を争うこともなくて、4日ほどだったと思います。そういう事件を担当いたしました。よろしくお願いします。

司会者：3番の方は確か月曜から選任されて、火、水、まさに4日間、御記憶のとおりという事件だったと思います。その中でなかなかシビアなところもある事件、いろいろ考えさせられるところもある事件だと思いますので、いろいろな御負担の点をお聞きしたいと思います。

それでは、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4：私は強盗、強盗致傷、強盗未遂という、全部で4件の事件を起こした被告人の裁判にかかわったんですけども、ちょっと身近な事件だったので、いつでも自分にも起こり得る事件に携わったので、そういうところではいろいろ考えたところがいっぱいありました。

司会者：4番の方、3番さんと一緒にまさに4日間、同じような1週間で4日間だと思います。まさに、今おっしゃったとおり4件の事件でいろいろ大変だったところもあるかと思いますが、またいろいろお聞きしたいと思います。

5番の方、お願いします。

裁判員経験者 5：私は、記録を見ますと、約1年前、窃盗、強盗致傷、詐欺、そういった事件で裁判員制度に参加いたしました。約1年前なんですけれども、随分昔のようにも感じますし、また、そうかと思えば、この記録を見て、昨日のように内容を記憶している私に驚いております。よろしくお願いいたします。

司会者：いろいろ印象深いところもあった事件だと思います。1週間半ほどで第1回から判決までありましたが、事実関係も少し争いがある一方で、刑もある程度重い量刑の求刑があるなどして、大変だったところがいろいろあるかと思っておりますのでお伺いしたいと思います。

それでは、いろいろ意見交換をさせていただきたいと思います。日常生活を含めた負担一般ということで、時系列的に言いますと、最初に多分皆さんは去年ないしおととしの事件ということで、その前の年の11月か12月あたりに多分名簿に載りましたという案内がいきなり封筒で来て、最高裁判所って書いてあって、何じゃこりやみたいなの、そういったところから始まったかと思っております。

そういうものが届いて実際に選任されるまで、事件の呼び出しを受けるまで、特に何かそんなものが来ていることで精神的負担とか、あるいはもっとこんなところを配慮してほしいなというところがあれば、まず簡単にお伺いしたいんですが、その辺はいかがでしたでしょうか。ランダムに当てます。3番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 3：来た日はびっくりしたんですけど、まあ、何かあったらまた来るわみたいな感じで、もともとそんな気にしない性格というものもあると思いますので、特に大丈夫でした。

司会者：5番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 5：私も最初はその封書が来たときはそんなに深い意味も考えず、特に緊張することもなく、ただ、何となくひよっとしてもう一回来るのかなあという薄い予感があったんですけども。

司会者：ありがとうございます。ずうっとときどきして本当にストレスがたまっていたという人もいらっしゃるかなと思ったけど、そういう方がいらっしゃったらそう言っていただいて結構なんですけど、2番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：最初、封筒が来たときは、別にこれといったそういう皆さんと同じで感覚はなかったんですね。まあ、その封書を見ると、ひょっとしたらこれが来たけどもその先はないかもしれませんよというような内容も書いてあったので、来るのか来ないのかわからんのやったら、まあ、別にこれはどうってことないやろうなというような感じで、その最初の黄色い封筒は過ごしておりました。

司会者：ありがとうございます。1番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者1：私も特にときどきすることもなく、来たときから、あと呼ばれるまでに少し間がありましたので、会社のほうにも、お仕事のところでも調整がつきやすかったという部分はありました。

司会者：ありがとうございます。4番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者4：私も来たときは、あ、何かこんなに当たったのかなという感じぐらいで、で、もうちょっと忘れてしまっているところに、あれってという感じで、そういえば当たっていたかなという感じぐらいの、本当に軽い、そんなに負担になるようなことは全くなかったかなという感じです。

司会者：そこはちょっと安心しました。問題は、恐らく個別の事件で呼び出しがあってからが相当いろいろ大変だったかと思います。

次に、この事件で候補者に選定されました、来ていただきたいということ、この日からこの日まで裁判が行われますという案内が多分来たかと思います。それから、実際に参加して選ばれるまで、いろいろ日程調整の問題とか、あるいはどの人まで言っていいんだろうとか、多分いろんな御不満とか、あるいは大変なことがあったかと思いますが、その点、期間の長かった順にお聞きしていきたいんですが、2番の方が8月の後半から10月の初めまでという期

間、恐らくこれは二、三か月前に多分来ましたかね。それから、日程調整や準備等の大変さについてはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 2：最初、そういう封筒が来たときに日程が書いてありまして、最初見たときは、これ、ほんまかいなというのが正直言って思いました。これ、こんなたくさんの方の日程で参加できる人が本当にいるのかなというのも思いました。

ただ、一応、私も会社に勤めておりますので、そのことを会社のほうに報告すると、快くというわけではないんですけども、まあ、参加しても構わないというような返事があったので、多分、抽せんがありますね。ですから、その抽せんに当たれば行くし、抽せんに外れてしまえばここで終わりということなので、どちらかという抽せんに外れるだろうという、そういうような気持ちでその日を迎えたというのが実際です。

司会者：2番の方の手續は、確か8月28日の水曜日に選任手續があつて、9月1日の月曜日から始まる、しかもそこから1か月余りのコースだったんですけども、選ばれるかどうか分からない状況の中で選任に行かなきゃいけないという負担というのはいかがでした、仕事の調整の関係等は。

裁判員経験者 2：そうですね。やっぱり、ただ、もし本当に当たってしまうことをやはり想定しなくてはいけないので、ですから、先にやっぱりもし当たったときのことを考えて、先に日程調整だけはしとかないかんと思いましたので、それは心には思っていました。

最終的にやはり当たってしまったので、それを、当たったということを報告するときもちょっとかなり心の葛藤というそういう部分はあったんですけども、それはもう正直に当たりましたので行かせていただきますということを行うことになりました。

司会者：ありがとうございます。職場のほうはそこはきちっと、じゃあ、行きなさいということで受け入れていただいたということですかね。

裁判員経験者 2：まあ、快くというわけではないとは思いますが、当たっ

た以上はそれは行かざるを得んなということで、もうそれは行かせていただきました。

司会者：ありがとうございます。また、審理期間中、何か大変なことがあったかどうか、後でお伺いすると思いますのでお願いします。

次に長かったのは、1番の方が大体3週間ぐらいのコースということでしたが、これについては実際呼び出しが来て、選ばれるまでというのはいかがだったのでしょうか。

裁判員経験者1：選ばれる前の選任の日に関しては特に1日だけでしたので有給もとりにやすく問題はございませんでした。当たった後に関しまして、当たったことを上司に報告すると、やっぱりちょっと困るということと言われてしまったんですが、国から、裁判所から選ばれたということで渋々参加させていただいたという状況でした。

司会者：そうか、今のお話ですと、最初、選ばれるまでは職場には余り言ってなかったんでしょか。それとも一応選ばれるかもしれませんよぐらいは言っていたんでしょか。

裁判員経験者1：支店内には言っていたんですが、選ばれたことを報告したときは、関西圏の部長にちょっと困るということと言われてしまいました。

司会者：余り事前にかっちり大丈夫というぐらいの調整までではなかったわけですかね。実際、選任されて報告して、しかも、これは確か金曜日に選任されて月曜日からということでしたが、その間に困るみたいな話があると結構大変だったんじゃないですか。

裁判員経験者1：はい。ただ、その支店の上司が仕事のほうと、残っている職員と調整していただいて、参加してしまして、参加中になってしまうんですが、参加中も仕事がやりやすいように休憩時間を長くいただいたりですとかしていましたので、参加してからは問題はありません。

司会者：ありがとうございます。ちょっといろいろ大変だったのはお言葉からもうかがわれますが。また、お話ししていただきました参加中の話もまた後で少しお聞

きしたいと思います。

次に長いのが5番の方で1週間半、ちょっとだんだん短くなっていますが、これについては実際呼び出されて選ばれるまでの間、いかがでしたでしょう。

裁判員経験者5：会社としては、もし選ばれた場合は快くじゃないんですけども、行ってくるのは構わないという形で了承は得ておりましたし、実際選ばれたときも自分の中でひょっとしてということ想定して、仕事の段取りはつけておりました。ただ、職種によっては実際のところこういう調整をつけるのは難しい方も多くいらっしゃるのではないかというのは思いました。

司会者：ありがとうございます。期間の長い方だけじゃなくて、そこまでじゃない方もやっぱりそれなりに多分いろいろ大変さが逆にあったかと思えます。

そういう意味でもまさに1週間程度の方という方も、逆に短いだけにいろいろ調整が、いきなりすることがあって大変だったかもしれません。特に3番の方、今の5番の方もそうですが、3番の方と4番の方は午前中に選任して午後からいきなり始まるという、確かそういう日程だったと思いますので、また、いろいろ大変さがあったかと思えます。

じゃあ、4番の方から次はお伺いしていきます。4番の方、いかがだったでしょう。

裁判員経験者4：私は専業主婦だったので、これとって、選ばれたからといって全然支障がなかったものですから、とても気楽な気持ちで抽せんするときも寄せていただいたんですが、まさかその日の昼からもういきなり裁判が始まるというのは、何か選ばれたことのびっくりと、いきなり目の前にしてしまうという、ちょっと心の準備としてはなかなかちょっとびっくりというところがありました。それがすごく印象に残っていることでした。

司会者：逆に御家族への連絡とかで支障が生じたとか、そういうことはなかったですか。選ばれて、今日からもう裁判員になったので帰りが遅くなったりするとか、あるいは何時から何時までという話とかは。

裁判員経験者4：一応子供たちも成人していますので、私より早く帰ってくるこ

ともないですし、まあ、本当に留守番に来ていただいていた母に選ばれたからちょっと帰るのが遅くなりますというぐらいでほとんど支障がなく終わりました。

司会者：ありがとうございます。3番の方のほうはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者3：私も専業主婦なので、特に日程調整もなく、大丈夫だったと思います。うち子供がまだ小学生だったので、学校に電話を1本、当たったんでみたいな、子供にとりあえず、鍵とか持っていたので大丈夫なんですけど、ちょっと帰りが遅くなるというのはしました。仕事というより、子供の心配がちょっとあったという感じです。

司会者：いきなり当たって、お子さんの朝夕の食事の関係とかでは特に段取りとか大丈夫だったですか。

裁判員経験者3：多分、その日はみんなで御飯を食べに行っただけだと思います。でも、期間が短かったので、はい。

司会者：それぞれ1週間程度だったら何とか対応できたということもありましょ
うか。ありがとうございます。

それでは、実際審理に入ってから、ここからが本格的にいろいろお聞きしたいところが多くあります。

審理の、特にわかりやすさという点、要するに、きちんと理解しやすかったかどうか、これも一種の負担の問題ですので、そこら辺を中心にいろいろお聞きしたいと思います。あわせて、今お話に出ました、その期間内にやはりお仕事をされていた方もいらっしゃるようなので、そうした段取りの関係とか、それぞれの事件の審理日程の中で負担に十分配慮できたかどうかという点もお伺いしたいと思います。

わかりやすさという点では、これ、本当にそれぞれの事件が全く別の観点から問題が、問題というか、わかりにくい点、わかりやすい点があるかと思
います。

ちょっとまた長かった方になりますが、2番の方が本当に争点が多岐にわた

って、期間も長くて、いろいろと主張も、いろんな主張があったということがあったかと思いますが、理解のしやすさという点では、最初に、今御覧になっているところで最初に冒頭陳述というのが恐らくあって、検察官がこの事件はこういう事件ですよ、で、次、弁護士さんが、いや、この事件はこう見るべきですよという話があってから審理に入ったと思うんですが、そうした本当に理解のしやすさというのはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 2：今こちらのほうにもそういう資料があるんですけども、この資料を最初に渡されまして、それを見て、大体の流れはわかりました。すごく読みやすかったです、この検察官の冒頭陳述メモとかですね。それから弁護士さんのほうのこちらのほうのメモですね。それもお互いの言い分というのはそれがよくわかりました。

ただ、先ほどもちょっとおっしゃられていたんですけども、水曜日に抽せんがあって、次の週の月曜日から始まるということで、いきなりこの月曜日の朝にこれをばっと見せられて、こういう事件だったんだけど、これをということで、仕方がないことかもしれないんですけども、急に全然知らないところからイメージを持っていくまではかなりちょっと内容が多岐にわたっていたので少し負担があったかなというような気がします。ですから、もうちょっとこう、内容に対してこちらが理解するような時間というのを与えていただきたかったかなというような気もしないでもありません。

司会者：恐らくは水曜日に選任したときにはこういう事件ですよぐらいの、話があって、どこが争いになるとか、そういう話は踏み込んでいなかったと思います。その翌週の月曜日の朝から初めて冒頭陳述というのがあって、ここで恐らく、まず検察官がこの事件はここが争点ですよ、被告人は全く関与していませんと言っています、ただ、この事件はこういう流れの事件で、検察官はこういう立証しますという冒頭陳述というのがまずあって、弁護人が引き続いて行ったと思います。その冒頭陳述の段階ではまだなかなかわかりにくかったでしょうか。

裁判員経験者 2：内容的には読んでいけばわかると思うんですけども、いきなりやはりそういうことをぱっと言われても、こちらとしてもなかなか、どういう事件であったかというのは大まかにしかわからない状況で、細かいところまではわからない。そういうところで、こういう事件をやっていきますということに関しては、何せ1か月以上もかかるような裁判なので、当然、多岐にわたるといいますかね、それはわかり切っていることなんですけども、ちょっと内容としてはかなり裁判員裁判としては重過ぎるんじゃないかなという、そういうような形を私は受けたのは事実ですね。

司会者：恐らくおっしゃっていることはよくわかる感じがして、多分、最初冒頭陳述というのはわかりやすい書面を出して、これ日本語としてはわかると、言っていることはその場ではすっとわかるけど、じゃあ、全体がどうでというのは、本当にどこが争点になっているか、細かいところは恐らくなかなか大変で、実際、ここは重要なんだな、これとこの事実関係はどうなんだな、これは証言を聞くとこうなっていくんだ。多分、いろんなことを考えなきゃいけないので、それはやっぱり審理のどこら辺でだんだん腑に落ちてきたという感じでしょうか。それとも、それはもう最後までよくわからないで、話し合いの段階でようやく整理できてきたというのか、あるいはどこか途中のこの辺ぐらいからわかってきたというのはありましようか。

裁判員経験者 2：そうですね。大体1週間ぐらい経って、1週間ぐらいそういう審理を進めていって、その裁判というもののペースというんですかね、内容というのが大体理解できるようになってきて、この内容やったらこれぐらいの日程が必要なんだなということがわかるようになってきたころですね、1週間ぐらいたったときに、あ、それでこれぐらいの日程が必要なんだなと。この内容やったらこれぐらいの日程が必要なんだなということが何かわかったような気がします。

司会者：逆に今覚えている範囲で結構ですが、来て、何でこの証人調べるんだろうとか、あるいは何かここら辺がわからなかったなど、こう印象に残っている

こととかありました。

裁判員経験者 2：それは別になかったですね。大体、お互い、弁護人のほうも検察官のほうもそれなりにちゃんと意味のある証人さんに来ていただいている、それに対しての質問があったので、それは私は別におかしいなとか、これは必要ないんじゃないかなとかそういうことは余り感じることはなかったです。

司会者：ありがとうございます。また、一通りお聞きした後、検察官や弁護人のほうからもいろいろ質問があろうかと思しますので、お聞きしたいと思います。

また、長かった順になりますが、1番の方のこの事件も結構いろんな人が、本当に多数の人間が登場して、被告人も二人いてということで、ちょっとややこしかったと思うんですが、わかりやすさという点ではいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：わかりやすさという点では非常にすっと入ってきたかなという印象でした。検察官の方の冒頭陳述ですとか、それぞれの登場人物とその人間の関係性というのも記載いただいていたたり、時系列で書面も出していただいたので、非常に物語という形でわかりやすく入ってきました。

司会者：ありがとうございます。私が今、書面だけを見ると、何かぱっと見てもわかりにくいんですが、これを言葉で説明するともうちょっとわかりやすくなるんですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。はい。

司会者：例えばこれ本当に外国の人間も複数、よく海外の推理小説を読むと、海外の名前がなかなか頭に入らなかったりして、その一方で日本人も複数出てきて、しかもその家族もいたりというんですが、そういうのはもう最初の冒頭陳述ですぐ入ったのか、それとも何か冒頭陳述はざくっとわかって、あと審理の中でだんだんわかってきたという感じなのか、そこら辺いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：冒頭陳述ではちょっと余りわからない部分も多かったんですが、それ以降の、その日の午前中いっぱいのお話を聞いて、その午後が取り調

べだったんですが、午前中ぐらいで大体概要がつかめてきたかなという印象です。

司会者：わかりました。また、だんだんちょっと細かく話が入りますが、その午前中の調べの中で、恐らく検察官、弁護人、しかも弁護人はお二人、それぞれ冒頭陳述があったと。あと二人の被告人がいて、それぞれ違う観点から主張があったというのは、これはいかがですか、かえってわかりにくかったのか、それともそれぞれ違う観点で弁護士さんが二人の言い分、それぞれこっちの弁護士さんはこう、こっちの弁護士さんはこうってうまくかみ合って主張されていたのか。この辺はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：そのあたりも二人のそれぞれの主張というのにもかみ合っているように感じました。

司会者：しかもいろんな検察官が主張をしていて、それに対して弁護人もそれぞれの観点からいろんな反論していましたが、それを審理しながら、だんだん腑に落ちてきたというか、自分の中で整理できたというのは、最初からうまくできたのか、それとも、先ほど2番の方おっしゃったように、1週間ぐらいしてからという感じなのか、その辺はいかがでしたか。

裁判員経験者 1：そういった議論がある中で新たに深く知っていくこともどんどん増えてきた印象でしたので、やっぱり3日ほどですかね、経ったときに全体としてはわかりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。また、ちょっと細かいこと後でいろいろお聞きしたいことがありますのでお願いします。

3番の方にちょっとお聞きします。先ほどもお話が出ましたが、傷害致死事件ということで、ちょっと心理的には大変だったと思いますが、ただ、一方で争いはないと。ただ、量刑についての争いが出てくるという事件だったと思います。この点、要するに、どういう事件かというのを理解して、かつ量刑を決めなきゃいけない。これが審理の中ですっと腑に落ちたのか、それとも何か聞きながら、これどうやって判断すればいいのかよくわからないままいったと

いう感じなのか、その辺はいかがだったでしょうか。多分、どこかでこうやって量刑を決めるんですよという説明とかもあったりはしたと思うんですが、一方でなかなか量刑というのは裁判員の方にぱっと入ってすぐに何年と思いつくものでもないと思いますし、一方で事件も理解しなきゃいけない。しかもこの事件、確か少し凄惨な面もある事件で、いろいろ考えさせることもあったと思いますけど、刑に結びつく要素というのが何が重要かというのが審理の中ですぐに入ってきたか、それとも、最初はどこら辺を注目して見ていけばいいのかよくわからないという面があったかとか、そこら辺はどうでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：結局、亡くなっているんで、普通やったら亡くなってるのにそんな、何年かで終わるのみたいなのがすごいやっぱり最初はもう、もちろん普通にかわいそうなんちゃうみたいなのがあったんですけど、過去の例とかもすごいいろいろ説明していただいて、じゃあ、という感じにはなったんですけど。

司会者：恐らく傷害致死ということですけども、態様は相当悪質で、熱湯をかけたり、ずうっと殴り続けたりして、何やこれ許せんとか思ったりすると相当重くも感じるけどと思われたんですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。もし、そうじゃなくても、やっぱり亡くなっているってすごいこう、ふだんないことなので、うちらにとっては。それを逆に裁判官の方たちとかは結構普通に話すというか、もちろんそうなんですよ、それがお仕事でずっとやってはるから、何か慣れてるんじゃないんですけど、そういうふうに最初は聞こえるんですよ。それがその感覚なんだみたいなのは最初、その違和感を縮めるのにやっぱりちょっと時間がかかりました。

司会者：おっしゃることよくわかるような気がして、私も何度か言われたことがありますので、気をつけなきゃいけないところかなという気がするんですが。恐らく人が死んでいる事件、遺族の感情は厳しい事件で、かなり凄惨な面もある事件だと思いますので、恐らくその中で検察官がこういう事件ですよという

ので、これはひどいと思ったりして、一方で弁護人のほうがまた違った観点からその人のそれぞれの人生を出してきて主張したりしますが、その辺の弁護人の主張のわかりやすさというのはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 3：別に弁護士さんが言っただけのことでも話はわかりやすかったです。ただ、それがそうなるのって、どうしても結びつかへんというのはありましたけど、それはそれぞれの感じ方だと思うんですが。わかりやすさは大丈夫でした、わかりやすかったです。

司会者：今ちらっと重要なことをおっしゃって、恐らくこの後でお聞きしたいところなんですけど、多分、裁判官からも説明があったと思うんですが、量刑というのはまず基本的にどういうことをやったかと、どういう結果が起こったかというのを念頭に置きながら、一般的な個人的な事情というのは一定の調整的作用で話しますよという話をしたりしたんですが、弁護士の主張というのはそういう観点から見ると、それはそれなりに説明はちゃんとできていたという感じなのか、それともやっぱりその説明をもうちょっとちゃんとしてほしかったところだったのか、質問自体が専門的過ぎますかね。今おっしゃった、本当にそうなのというところはどっちの問題なのか、そもそも大もとのところでやっぱりもっと法律家の感覚と私の感覚は違うところがありますよというところなのか、今言ったような、本来刑を決めるべき話と違うようなところを言っているんじゃないかという感覚だったのか、そこはどうなのでしょう。

裁判員経験者 3：今のは、もう全然、私が勝手に個人の感覚で、いろいろ理由があってもそんなのやったらあかんやんというのがあって、ぱっと言っただけなんですけど、そういう説明もしていただきました。

司会者：なるほど、それは今おっしゃったとおりで、そういうのは余り大きく影響しないでもいいんですね。

裁判員経験者 3：そうですね。はい。

司会者：それは裁判官から説明を受ける前も何か弁護士さんが言っていることが本当にそれがそんなに影響するのという感じがあったんですかね。それともそ

これは裁判官に説明を受けていろいろ整理されていったという感じなのか、最初から、あれ、弁護士さんこんなこと言ってるけど、それ違うんじゃないのという気持ち、やっぱりずっとあったのか、そこはどうだったんでしょうか。

要するに、最初弁護士さんが言っていること、それ、本当にそうなのみたいなところをちょっと感じられたというところが、それがどう刑に影響するかというところで、でも亡くなってるじゃんというようなことの間が合ったというんですが、その主張、弁護士の主張と3番さんが感じられたギャップというのがどこら辺だったのか、最初からそういうふう感じていて、裁判官の説明を受けてそうだよという感じだったのか、裁判官からの説明があつて、ちょっと違うことを言ってるんじゃないかというのが頭に入っていたのか、そこら辺はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：それはもともと私がやっぱりいろいろあるのはみんな一緒じゃないですか。それはもうもちろん、みんないろいろある中で、やっぱりやっていいこと、あかんことあるやろうみたいなのが、私の中でもともとあったので、さらに裁判長の方からも言われて、そうやんなみたいな感じでした。

司会者：もう1つお聞きしておきたいんですが、この事件は死体損壊とかおなかも切ったりして、かつ熱湯をかぶせたりして、多分、死体そのものがちょっと大変だったと思いますけど、確かこれ検察官にお聞きするとイラストか何かになっていたと。それについてはどんな印象だったでしょうか。それでもまだ見てて心理的に厳しかったのか、あるいはもっとちゃんとしたのを見たほうがよかったと思われるのか、その辺の印象というのはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：私はイラストでよかったと思っています。やっぱりそれでも思い出すんです。イラストやったんですけど、一応、この辺がやけどですみたいな。本当に色でも書いてくれて、本当イラストで、この辺がこうちょっと傷がありましたとかっていう、簡単なイラストやったんであれだったんですけど。でも、何回も言うんですけど、やっぱりふだんそういうことないんですよ。すごい非日常の出来事なので、何かふだんしばらく、ふだんニュースを見てたと

きでもふっところ， うーん， 映像がやっぱり出てきたりは， もう全然大丈夫なイラストなんですけど， というのは， はい， 余りやっぱりいい気もしないですよね。

司会者：イラストでもそのイラストからいろいろ想像してしまったりして， あれなんですね。

裁判員経験者 3：逆に。

司会者：できるだけそういう負担はやっぱりできるだけ少なくするような実施の方がいいですかね。

裁判員経験者 3：けども， やっぱりわからなあかんというのもあると思うので， 決めるために。なので， 私はあれぐらいでよかった， あのぐらいでぎりぎりのところかな， ぎりぎりというか， わかるし， でも， そんなぱっと見て， もう目を背けるようなというほどではなかったですね。私の場合はそのぐらいでよかったと思っています。

司会者：ありがとうございます。そういうことについて終わった後にやっぱりいろんな御負担があったかどうかもお聞きしたいと思いますので， お願いします。

続きまして， 4番の方に， ちょっと今のは違って， 今度は強盗致傷ということでしたが， 先ほど御紹介いただいたとおり4件， 事件があったと。けがしているのがお二人いて， また未遂で終わったのがあったりとかで， その中でかつ， この事件は被害者の方は誰も証人では出てこないで， ほとんど書面の読み上げで立証されたと思いますが， そういう意味で事件のわかりやすさ， わかりにくさというのはありましたでしょうか。

裁判員経験者 4：検察の方とかの話はとてもよくわかりました。ちょっとこれはどうなのかわからないですけど， 弁護士の方がまだ若くて， 経験が浅いのか， 何かこうたどたどしく， 時々本人もわからなくなって， それを聞いている私たちはもっとわからなくて， 何かもっとしっかりとしてほしかったなって。そこでやっぱり印象として弁護されているのにその弁護がちゃんと伝わってこな

い。もっとちゃんと話を順序立てて話されたら、もう少し私たちも、もっと理解できる部分があったのかもしれないという、何かそこがちょっとひっかかりました。

司会者：ありがとうございます。弁護士さんがこの事件で、恐らく登場してしゃべった場面というのは、最初に冒頭陳述をしたところと、最後に弁論をしたところ、あと情状立証ということで、被告人のお姉さんと交際相手の人に来てもらったのと、被告人自身に質問したところ、いろんな場面があったと思いますが、特にどの辺の活動が余り足りない印象というか、そういう印象を受けましたでしょうか。

裁判員経験者 4：申し訳ないんですけど、最初から最後まで。二人で力を合わせてはるんですが、とてもそれがまたおかしくて。変な話、弁護していただく方をちゃんと考えたいなというのを感じました。

司会者：それはやっぱり話し方とか立ち振る舞いとか、そういうのも含めて全部ということですか。

裁判員経験者 4：そうですね。聞かれたことに対してもさっと答えられるのと、やはりたどたどしくなってしまうたら、自信がないのかなとか、本当じゃないことだからうまく言えないのかなとか、変に考えてしまうことがありまして、でも、これも経験なので、やっぱりそういう道を踏んで立派になっていかれるんだと思うんですが、何でしょう、やっぱりそういう弁護に当たられたら、やっぱりそこで損得とかっていうんですかね、もっとしっかりした人に当たってもらったらもっと違った印象だったのかもしれないというのが、私の中では最後まであるんですけど。

司会者：そうした意味で、弁護士さんの主張自体がずっと入ってこなかった、余り納得できなかつたということがあったりしたんですかね。

裁判員経験者 4：とても弁護されているんですけども、弁護になっていないような感じに受け取ってしまって、あれはとてもマイナスかなって思っていました。

司会者：恐らく後で弁護士さんから何か質問があるかもしれませんが、いろいろとお聞きすることもまたあるだろうかと思います。

5番の方は事件のわかりやすさ、検察官、弁護人のそれぞれのわかりやすさというところでいかがだったでしょうか。

裁判員経験者5：わかりやすさという点でしょうか。まず、資料に関しましては大変読みやすく、どなたが見てもわかりやすい資料であったかと思います。

ただ、私も月曜日の朝に選任されて、そのまますぐ午後から裁判に入ってしまったので、心の整理といいますか、それこそ3番の方がおっしゃったように、もう午後からすぐ目の前で日ごろ触れたことのないような状況を目の当たりにしましたので、気持ちの切りかえと頭の切りかえですね、そういったものが大変難しかったと思います。

今、おっしゃった弁護に関しましてですけれども、私のときの弁護士さんは大丈夫でした。

ただ、やはり今4番の方がおっしゃったように、弁護される方や検察の方の印象というのは大変難しいと思いました。損得にはなるかと思います。私たち裁判員はやはり資料を読ませていただいても活字を読みくudukというのなかなか難しいと思います。まして現実的ではない事件を扱うわけですから、なかなか説明していただくことが、ダイレクトに気持ちに影響すると思いますので、弁護する方がお話が上手であったり、検察の方の主張がよりわかりやすかったりすると、その部分で裁判員にとっては印象、イメージというのが大変重要になってきて最終的には判決であったり、懲役であったり、そういったものを考えるに当たって影響してくるのは大きいと思いました。

司会者：ありがとうございます。恐らく5番の方が担当されたのが一番新しい、去年7月の事件だったと思うんですが、午前を選任があつて、午後は冒頭陳述とあと書面の取り調べが1時間ほどと。翌日から被害者の証人尋問が行われたと思います。

まさに午前を選任されて、いきなり午後始まったんですけど、基本的にその

日が冒頭陳述と書面ということで、この段階でまずちゃんと理解してもらえるかどうかということだったと思うんですが、今のお話だと、この午後の審理というのはなかなかすつと頭に入ってきにくかったところがありましたでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。何かあれよあれよという間に。

ただ、裁判長の方もすごくそういうところは酌み取ってくださって、丁寧に皆さんに説明はしてくださったんですけれども、やはり午前中に選任されて、一応会社に連絡とかという気持ちの部分と、これからどうなるんだろうという、よくわからないことが進んでいくという不安はありました。

司会者：ありがとうございます。裁判の仕組みから、いずれにしろ、裁判が始まってからじゃないと詳しいことは言えないという原則があるものですから、起訴状を読まれて、冒頭陳述というのが始まって初めてこれはどういう事件であると、争点はここですよ、ここから始まると思います。そういう意味で、最初の冒頭陳述というのが結構重要だといつも言われているんですけど、今回の事件はどうでしたか。最初、検察官が事件の概略を説明はしているので、A3の紙1枚のがありますけれども、共犯者もいる中でどこが争点で、被告人の役割がこういう主張でされているとか、多分、そのあたりを頭に入れなきゃいけないと。そして、争点が結局、どこの事件のどこやねんというところもわからなきゃいけないので、これは最初の冒頭陳述を聞いた段階ですつと入ってきたのか、やっぱり何かいきなり選ばれて始まっちゃったので、よくわからないまま後で裁判官に説明を受けたとか、そういう形だったのか、そこら辺今の御記憶ではいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：最初からはすんなりはわからなかったですね。登場人物とか関係性とか。ただ、逆に検察の方や弁護人の方の説明を聞いているうちに、この紙面以上の妄想というんですか、想像が働いていて、なかなか正しく自分の意識を持っていくというところに苦労した記憶はあります。

司会者：ちょっと興味深いお話というか、妄想というのはどこら辺を想像してし

まうのか。要するに、冒頭陳述は、余りしゃべり過ぎてはいけないとも言われ、むしろ骨にして、あといろんなことを考えてもらいながら証人尋問で聞いたほうが良いとも言われているんですけども、逆に、書面に書いている以外のどこら辺が気になっていたのか、どういうことを考えられていたのか、おっしゃれる範囲で結構なんです。

裁判員経験者 5：ちょっと私も、ごめんなさい、私もちょっと記憶が曖昧なのでうまくは説明できないんですけども、被告人以外の登場人物、被害者であったり、その家族であったり、大体女性が多かったんですね、関係者には、ですから何となく正当な目で見ようと思っても、自分自身が女性目線で感じてしまったりとか、女性の立場で被害者の方のことを想像すると、ついつい何か正当な目で見えていないんじゃないかなという部分がいつも自分の中で葛藤していたというか、きちんと現実を見ながら考えようという意識にもっていくのが難しかったと思います。

司会者：ありがとうございます。ある意味その葛藤が非常にいつも裁判員の方とお話をして大切なところというか、持っていていただきながら議論する中で本当に意識される方があると思うので、またそれは後で審理の途中、あるいは評議でちゃんとそこら辺、裁判官も酌み取りながら議論できたかどうかもいろいろお伺いしたいと思います。

すみません、ちょっとさっき聞き落としてしまったんですが、3番の方に遺体の関係をお聞きした関係で、2番の方も人が亡くなった事件ということでした。こちらで記録のほうの確認がうまくできなかったんで、2番の方のほうの事件では、殺害、死体遺棄ということでしたが、特に何か死体に関する証拠書類みたいなものはあったんでしょうか。それとも余り争点に関係なかったということだったんでしょうか。

裁判員経験者 2：当然、殺人、死体遺棄事件なのでその死体の写真は見ました。見るときにモニターからそれが映って、裁判長のほうからこれから死体が映りますと。見たくない方はもう、言ったら、視線を避けてくださいというふうに

は説明はあったんですけども、ちょっとやっぱり死体を映すというのに関しては、私自身もすごく抵抗ありました。もう、私自身は見ましたけども、かなり抵抗はありました。あれはやっぱり少しちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというような、私は気持ちも持ちました。

司会者：今回の事件では実際に判断する上で、死体が、ここはやっぱり見ざるを得なかったというのか、それとも見ないでもやっぱり判断はできたんじゃないかというのか、そこはいかがだったんでしょうか。

裁判員経験者 2：どうしてもそういう殺害行為に当たるときに、そういう行為があったということを証明するためにはやはりその写真を見ざるを得ないという部分もあったので、それを写真を見せることに関しては仕方がないのかなという部分はあるんですけども、ちょっとそれに関しては少し議論があるところだと思うんですけど。

司会者：ありがとうございます。多分、少し古い事件で、遺体についての取り扱いも必ずしもまだ安定しなかった時期だったというのものもあるかもしれませんが、例えばイラストとか図面、お医者さんが図を書いてこういうけががありますよとか、そういうものでも恐らく対応はできたかもしれないという御感想でしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。まあ、イラストとかそんなんでもいいと思うんです。具体的にその写真をそこに見せなくても、こういうことがあったということだけでもよかったんじゃないかなというような気持ちはしないでもないですね。

司会者：ありがとうございます。

それでは、審理のわかりやすさの関係は、検察官、弁護人からいろいろお話、質問が多分いろいろあると思うんですが、どうしましょう、一回、むしろ休みを入れて少し考えていただいてからいろいろ質問してもらったほうがいいですかね。では、10分ほど休んで、4時から始めて、検察官、弁護人のほうから今のお話を手がかりにお聞きしたいことがいろいろあるかもしれませんの

で、ちょっと若干の質問をさせていただいて、話をまた続けたいと思います。

(休憩)

司会者：再開して行いたいと思います。

一通り事件の理解のしやすさ、わかりやすさという点から、それぞれの負担、当事者の活動等をお聞きしましたが、ざくっとお聞きしたので、恐らく検察官、弁護人の立場から、もうちょっと突っ込んで聞きたいというところがあるかと思いますが、いかがでしょうか、質問、何番の方にこういう質問したいとか。

寺本検察官：休憩時間中にも出ましたけど、やはり御遺体の写真の扱いなんですけれども、もちろん事件によりけりだということを今、検察庁のほうでも考えているんですが、例えば3番さんの事件であれば、ああいうイラストがあったから言葉だけではわからない、お湯をかけたこと、殴ったことなど、行為の悪さというのがわかったというふうな側面はなかったでしょうか。言葉だけの説明じゃなくて、やっぱりイラストがあったからという部分はなかったでしょうか。率直なところをお聞かせください。

裁判員経験者3：範囲がやっぱりわかりやすい、わかりやすかった。その熱湯をかけた、何回もかけたということまで聞いたんですけど、いざイラストで見たら、やけどの部分がすごい結構、後ろの全面とかみたいな感じに、言葉だけで何回もお湯をかけたという、その説明のときはちょろちょろかけた的なお話やったんですけど、見たら結構広範囲やって、そういうのはやっぱり言葉だけじゃわかりにくい。傷も、殴ったとか蹴ったとかあったんですけど、そのあざがだから何箇所、どんだけできていたというのがやっぱりイラストやとわかりやすいですね。そういうのはやっぱり、イメージしてしまって嫌なんですけど、でも、そういう量刑とかを決めたりする、罪の重さを決めたりするには要ると思います。でもやっぱり写真はちょっと、だからイラストで十分、十分とい

うか、場所とか範囲とかがわかるようにイラストでよかったなあと思います。

寺本検察官：これに関連してなんですけど、2番の方にお聞きしたいんですけども、写真を見たことによって何かこう、もちろん評議の中身がどうのこうのって立ち入ることはないにしても、やっぱり見ておいてよかったね、見ておかなかったらこれはわからなかったねというような部分はありましたか。

裁判員経験者2：その写真を見て、こう判断基準というんですかね、それが変わったということは多分なかったとは私は思っているんです。ただ、でも、そのやっている行為というんですかね、私の場合は針金か何かで首を絞めるという、そういう内容だったんですけども、それを見て、この人はやっぱりこういうふうになっているんだな、これ間違いないなという、そういう確信を持てたのは事実です。

そういう3番さんのような、後ろからお湯をかけたとか、そういうようなことはなかったもので、変な言い方ですけど、そんなにこう、見て気分が悪くなるというような内容ではなかった。きれいという言い方もおかしいですけども、見れないこともないような写真だったので、それに関しては良かったという言い方もおかしいんですけども、見れる写真であったことだけは事実だったので、それを判断材料としては一つは良かったのかなと思う部分もあります。

寺本検察官：ちなみにこの首の拡大写真ですか、ちょっと記録が今、検察庁にないもので確認ができなかったんですけども、御覧になられたのはどんな写真でしたか。

裁判員経験者2：いわゆる、何というんですか、顔写真の首から上の部分ですね。ですから、その首を絞められている、針金で絞められていますので、そのところがくっきりと残っているような形にはなっていました。

寺本検察官：わかりました。ありがとうございました。

高山弁護士：そうしましたら、幾つかお聞かせください。

まず、1番の方にお尋ねしたいんですが、ちょっとこの今日、ここに来るに当たって、この事件を担当した弁護人に事情聴取をしてきたんですけども、

何か被告人質問をしている最中に裁判長のほうから非常に弁護人がわかりにくいと、裁判員もわかりにくいとやっている、法廷で叱られたという話を聞いたんですけども、どういったあたりがわかりにくかったか。例えば、時系列があっちに行ったり、こっちに行ったりしちゃってわかりにくかったのか、それとかあれとか代名詞ばかり使ってわかりにくかったとか、あるいは質問が長くてわかりにくかった。いろいろあると思うんですけど、一般的な感想程度でいいんですけど、何かあの弁護人の質問ってこんな感じだよねみたいな感じで言われていましたよぐらいのことを教えていただけるとありがたいんですが。

裁判員経験者 1：ちょっとその件は余り記憶に残っていないんですけども、一人の被告人がちょっと動揺されていたというか、ショックを受けていたと思うんですけども、おっしゃっていることが的を射ていなかったという印象は少しありました。でもそれも後半のほうになって、日にちが経つにつれて、全然普通に聞きやすく、説明もわかりやすかったです。

高山弁護士：ありがとうございます。そのぐらいの話だというふうに伝えておきたいと思います。

それともう一つなんですけども、これも弁護人からこれは弁論のあたりでも出てくる話なんですけども、要するに、皆さんの常識ということが裁判員では問われるわけですが、この事件の弁護人は、皆さんの常識というよりも、この被告人の女性の大学生の常識で考えてくださいというような、そういう問題提起をされているんですが、何かそういう少しちょっと抽象的な、頭の中で考えるとどういうことかなと思うような話かもしれませんが、そのあたりの弁護人が言っていること、何をいわんとしているかというのは、全然何を言っているかわかっていなかったですよという話なのか、弁護人としてはそう言いたいんだなというのはわかったという話なのか、そのあたり、感想めいたことで結構なので教えていただけますか。

裁判員経験者 1：私の立場で言いますと、年が本当に近かったということもありまして、その当時の大学生の気持ちですとか、サークルの状況ですとか、非常

に状況がわかりやすく、その弁護人の方に関してはその被告人の友達のお話もされていたり、その大学生の心情というところも説明されていたので、私の立場からは非常にわかりやすく感じました。

高山弁護士：ありがとうございます。それから、今度は2番の方にお尋ねしますけれども、最初、いきなり冒頭陳述が始まって、その理解がまだ十分できないままで審理が1週間ぐらい進んでいって、ようやく裁判の中での出来事がわかるようになってきたというお話があったんですけど、例えばなんですけど、もし冒頭陳述が終わって、冒頭陳述は最初に検察官と弁護人がお互いの主張というか、今回の事件はこういう事件ですよというのを語る場面ですけども、それが終わった後すぐに証拠調べに入るのではなくて、例えばその日はもうそれだけで終わって、翌日から始めるとか、つまり、証拠調べと冒頭陳述の間、少し間をあけるということがもしあったとすれば、多少違ったかという話か、結局、やっぱり証拠調べというのは何日か経験してみないと、ようわかりませんという話なのか、そのあたりいかがでしょう。

裁判員経験者2：これはもう私の個人的な考え方になるんですけども、やっぱり冒頭陳述というのはかなり、今回の内容でいうとかなり重いものになっていますので、これを理解するというのをやっぱり1日かけてしていただきたいなというのが私は思いました。その日から証拠調べみたいなものが始まったんですけども、当然、私たちは、ここに来るのは初めてで、どういう内容をしていくのかというのも、全然その日まではもうわからない状況で、いきなり証拠調べというふうに言われてもなかなか入っていきにくいものがあると思うんです。ですから、1日かけてこの冒頭陳述というのも自分たちというんですかね、6人いたと思うんですけども、その中で読み合わせみたいなのをしておいて、そこから次の日にこういうことをしていきますよという内容で行かれたほうがスムーズじゃなかったかと思うんです。

高山弁護士：それとちよっともう一つですが、1週間たって何となくわかってきたというところになると、その前の1週間分、このフィードバックというか、

その分の理解というものが、例えば十分ではないというところがあったということなのか、結局、それをまた十分にするために別途時間を要したというか、もう一回あれはああだったんだ、これはこうだったんだみたいな話をする場が後に評議の中であって、結果的にそれは二重に時間を使っちゃうことになるので、どうかという話なのか、あるいはその部分、最初の1週間分というものの理解というのはどんな感じになったのか。これも余り細かいところまでは結構なんですけど、印象的なレベルで結構です。

裁判員経験者 2：やはり空き時間というんですかね、その早く証拠調べが終わったりとか、そういう時間があったと思うんです。そういう時間に今までの流れをちょっと整理していきましょうというような感じで、読み合わせというんですかね、読み返しみたいな、そんな時間があったので、そういうところで埋め合わせしたりということをしたんじゃないかと、そういうふうに記憶しております。

高山弁護士：それは裁判長がリードされたということですかね。

裁判員経験者 2：そうですね。裁判長の、これは独自の判断だと思うんです。だから、最初に渡された、その日程表というんですかね、そこには載っていないような内容で、時間が早く済んだときにはそういうことをして、時間を、もつたないという言い方いけませんけども、そういうふうにして調整していったという、そういうようなことがあったように記憶しています。

高山弁護士：逆に言うと、そういう時間というのは非常に意義があるという。

裁判員経験者 2：それはすごく意義があったと思います。ですから、余りこういうような長い裁判になってくると、最初のことなんかは大分飛んでしまうというんですか、忘れてしまうことが結構多かったと思うので、そのことを思い返すという、それはもう裁判長の判断だと思うんですけども、そういうことをして、それはすごく効果があったんじゃないかと思っております。

高山弁護士：ありがとうございます。それでは3番の方にお尋ねしたいのは、この3番の方の取り扱われた事件の弁護人の冒頭陳述を見ますと、この図面が

ありまして、事件についての、要するに、自分がやったことはどうなんだということは余り書いてなくて、被害に遭われた方のことをたくさん書いてある。まあ、見方によっては少し被害者の方にもいろいろ原因があるんですよということを言っているようにもとられかねないような感じなんですけど、これも印象でいいですよ。3番の方だけじゃなくていいんですが、裁判員全体の印象として、弁護人は何かこう一番大事なことを着目していないんじゃないか、例えば、要するに、事件、やったこと、人が亡くなっている、先ほどおっしゃいましたけれども、というような感じになったのか、弁護人だからこういうふうに言うのはそうだよという感じだったのか、そのあたり感覚的にはどんな感じですか。

裁判員経験者3：私は、弁護人なので仕方ないというか、認めてもおられましたし、こういうしかないやろうなという感じでは聞いていました。

高山弁護士：余り反発の気持ちはなかった。共感はできないかもしれないけれども、反発の気持ちはなかったという感じですか。

裁判員経験者3：そうですね。弁護士やし、向こうの味方じゃないですけど、なのでほかないようなみたいなんで聞いてました。

高山弁護士：なるほど、ありがとうございます。弁護士もいろいろと考えながらふだんやっていて、もちろん被告人の権利のために働くのが弁護人の仕事ですけれども、時としてそれが裁判員の皆さんから見ると、その活動が何をやっているんだろうと思うことがあるかもしれないという思いがあるものですから、ちょっとお尋ねしたということです。

それと、4番さん、5番さんにお尋ねしたいんですが、どちらの事件も情状証人として何人か証人が現れて、被告人の将来について見守っていきますというようなことを話したと思うんですけれども、結果的には判決書にはそういったことの記載が全くないわけですね。そこでお尋ねですけれども、もちろん量刑上は余り重視しない事情であるということも当然あり得るわけですが、そういった証人が出てくるということについて、何か量刑に影響が多分ないんだか

ら、出てきて意味がないんじゃないのというふうな印象を抱かれたのか、量刑に影響あるかどうか、どの程度の影響があるかはともかくとして、意味のある証人だったという印象だったのか。これも余り細かい話に入ってしまうわけにいかないんですが、直感的な問題として、これも弁護人はふだん情状証人をどなたか呼びたいなあとか思うんだけど、呼んでみると、実はあの人呼んでみたけど、かえって更生に役立たないんじゃないみたいな人を連れてきちゃったりすると良くないということもあるもんですから、率直なその感想をぜひお聞かせいただいて、それもまた弁護士会に持ち帰りたいなと思いますので、そのあたり、情状証人の尋問を聞いて、あるいはその後の評議も踏まえてどんな印象だったかを簡単に結構ですのでお話しいただけますか。

まず、4番さんからお願いします。

裁判員経験者4：出てこられた方、お姉さんと付き合っておられる方と二人だったんですが、私の印象としては、もう、したことも認められていて、結構、単純な理由で事件を起こしているという感じだったので、幾らいろんなことをそこでお話しされても余り心が動くというところではなかったんです。かえって、話をすればするほど、なぜというふうになってしまうようなお二人だったかなという印象でした。

高山弁護士：5番さん、お願いします。

裁判員経験者5：証人の方を呼ぶということは必ずしも悪いことではないと思うんですね。事件の状況や背景をより深く知る一つの材料にはなるかと思うんですけれども、それが一定のラインを超えてしまう。ラインというと、ちょっと私もうまく言えないんですけれども、この証人の方たちのお話がヒートアップし過ぎるとか、もしくはすごくたくさん証人の方が出てきたりすると興奮めしてしまうというか。せつかく証人の方のお話を聞いてほろりとしたりとか、ああ、そういう事情だったんだという傾きかけた気持ちがある一定以上、それが超えてしまうと、何かやり過ぎじゃないかなとか、これは演出とかっていう、また違った意味で、演出じゃないかもしれないんですけれども、また違

った意味にこちらの裁判員の気持ちも動いていくという部分があるので、呼ぶこと自体に悪いという意識はないのですが、人選であったりとか、お話しする内容ですね。それによっては裁判員の持つ印象は変わってくると思います。

高山弁護士：非常に耳が痛いお話でしたけど、おっしゃるとおりだと思いますね。これは大変貴重な話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

司会者：若干聞き落したところで、1番の方に確認しておきたいんですが、ここで最初に、ちょっと覚えておられるかどうかあれですけども、冒頭陳述の後、最初の取り調べでメールを延々と読まれたのは覚えておられますか。しかも検察官と弁護人がそれぞれ分けて読んだと。これはわかりやすさという意味ではいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：わかりにくかったです。文面に全部起こしてはあったんですけども、非常に長く、ことの全部のやりとりが書かれていたので、もう少しわかりやすくといえますか、重要な部分は太文字ですとか、にしていただけるとありがたいなと思います。

司会者：実際には、恐らくメールの全てが載っているような書面が出てきたんですね。中には要らないようなやりとりも入っていたと。

裁判員経験者 1：若干ながらそうですね。

司会者：あるいは必要だけ必要の重要性がどこが重要かがわからないままずっと読み上げるという感じだったんですかね。

最近、割とこのメールというのが多くて、これをどういうふうに調べるか、私もちょっと何度か悩んだことがあるのですが、聞いてどうやったらわかるようになるかという、今おっしゃったのは、重要なところは太文字とか、何かここが重要ですというのがわかるような形で証拠調べをすればわかりやすかったんじゃないかというあたりでしょうか。ほかには何か改善点ありましたか。あるいは検察官、弁護人がそれぞれ分けて読んだのがどうだったとか、あるいは冒頭陳述でこういうところを言っておいてもらったらわかりやすかつ

たとか、何かありますでしょうか。

裁判員経験者 1：メールも本当にやりとりが多くあって、確かA3で3ページほどあったように思いますので、ちょっとわかりやすくする方法はちょっとわかりませんが、別々に読んでいただいたのはやりとりという意味ではわかりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

それから2番の方の事件では、本当に主張がいろいろ多岐にわたったりしたんですが、一つが、共謀する時間的ゆとりがあったかどうかということで、いろんな証人を出してきて、時間の継ぎはぎを見ていくと、結構パズルみたいなところがあったり、あるいは途中で薬を飲んだらどの程度で睡眠するかとかいう話も科学的な問題だったりとかありましたけど、そのこのところのわかりやすさというのはいかがだったでしょう。もう、そこがやっぱり一番わかりにくかったのか、それともそれは冒頭陳述とかで表も出てきたので、ああ、そこはここら辺を聞いていけばいいんだろなあというのがすぐ頭に入ったのか。

裁判員経験者 2：大体の流れがつかめていましたので、それに関してはそんなにわかりにくいことはなかったです。ただ、やはり100パーセントですよ。最初に、裁判長から言われて疑わしきは罰せずというんですかね。何か証拠が挙がらない分に関してはもう有罪にできないという、そういう話もありましたので、ですから、そこら辺を考えたときに、これが有罪にできるものかどうかと、それは考えるところはありました。

司会者：ありがとうございます。

それから、3番の方にちょっとお伺いしたいんですが、当時の主張の中で、3番の方の事件では弁護士さんが最後に量刑グラフというのをを使って、お手元の中の一番最後にありますけれども、恐らく皆さん、無罪だった方はやっていないと思うんですが、有罪だった方は最後に量刑のグラフとかを御覧になって判断していますが、3番さんの事件では弁護士さん自体がそのグラフを最後の弁論で使ったりしました。これについては説得力とかわかりやすさというのは

いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 3：やっぱり私の中で、弁護士さんも裁判長の方とかと一緒に、検察官の人とかもそうなんですけど、いやいや人一人死んでんねんけどという、まあまあ、もちろん毎回やっている人なんでそうなんですけど、まあな、そうやんか、これ持ってくるんだみたいな。というので、そう何回も見せてもらって説明も受けたんですけど、いつもやっぱり自分の中ではなかなかずとんと落ちる感じではなかったんですね。

でも、ここでないと、何か悩むというか、これを出される意味はわかりながらというところです。

司会者：この量刑グラフはこの辺の年数ですよという、この説明の弁護士の説得力はどうだったかというの覚えていらっしゃいますか。

裁判員経験者 3：言いたいことはわかりやすかったと思います。ちゃんと弁護してあったと思います。

高山弁護士：この量刑意見のところで、10年以下のところと8年以下のを並べてありますよね。で、左側のほうが通常だと言っちゃっているんですけど、一番数が多いのは10年以下、9年以上10年以下ということなんですけど。これ、え、何でこっちが通常なのかと思いませんでしたか。

裁判員経験者 3：何かそれまでにいっぱい家庭環境とか、過去のことをいっぱい話されてのこれやったんで、ここまでいかないよ的な言い方で、こっちですよという感じの、少ないけど、こういう年数の事件もいっぱいありますよみたいな感じに言われたので、それは、そうですね、ぱっとこれだけ見るとそうなんですけど、ちゃんと言葉で説明をされていたと思うので、そこは大丈夫でした。

司会者：弁護士さんとしてはこの事件はいろいろ酌量の余地がない事件じゃなく、余地がある事件だからこっち側ですよという。

裁判員経験者 3：こっち側ですよという。

司会者：グラフの説明としてはこういう説明なんだろうなというのは一応わかつ

たという形になるわけですね。

それから、4番さんにちょっとお聞きしたいんですが、さっきもちょっとお聞きしましたが、実際に今回の事件では証人が、被害者側は一人も出てこなかったということになっているんですが、これは被害者はやっぱり誰か出てきたほうが事件がわかりやすかったのか、それとも今回の事件は別に書面の朗読でもまあ、事件を理解するにはそんなに困らなかったという感じなのか、その点いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 4：詳細にどういうことが起こったかというのは書かれてあったので、改めてそこで会わなくてもよかったかなと、かえって傷を深くすることもあり得るので、やっぱり被害者がみんな女性だったということと、加害者が男性であり、恐怖心をあおってしまうということになるかなとも思うので、良かったと思います。

司会者：ありがとうございます。恐らくこの事件、女性がいきなり襲われた事件ということで、逆にお呼びすると、かえって後の心理的な御負担が大きいので多分呼ばなかったと思いますね。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：そういう事情がなければ来ていただいたほうがよかったですか。それとも調書でも大丈夫だったでしょうか。

裁判員経験者 4：本人が、多分、どの方も出たくないという考えだったと思うんです。でも、本人が出て、ちゃんと自分で話をしたいという気持ちがあるなら、別にそれは出ていただいてもいいかなとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。5番の方、今回の事件では、共犯者がほかにもいるということで、例えば恐らく証拠調べでほかの共犯者が何年ぐらいというのは余り出さなかったんじゃないかと思うんですけど、刑を決める上でほかの共犯者の関係というのはそんなには気にならなかったですか。それともやっぱりほかの人が何年だろうって随分気になったりしたりしたのか、その辺いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：ほかの共犯者の方の刑であったりとか、そういったものは余り気にはならなかったですね。あくまでも目の前のこの事件に集中というか、この被告人の方たちの周りへと被害者の方たちに集中して審理はできた部分があつて。

司会者：ありがとうございます。それでは、時間があと30分ぐらいになってきましたので、あと評議の関係で、特に裁判官のほうの配慮が大丈夫だったかという点と、事件が終わった後、1年、2年経っている方ですが、その後いろんな御負担がなかったかという点を最後にお聞きしていきたいと思います。

まず、裁判官の評議の関係ですが、特にきちっとわかりやすく進めることができたのか、それとももうちょっと守秘義務に反する、ちょっと言えないかもしれませんが、例えば進行の順番とかもうちょっと配慮してほしかったとか、評議の日程をもうちょっと余裕を持ってほしかった。あるいはちょっと長過ぎたんじゃないか。いろんなものがあるかもしれませんが、裁判官の評議の進め方で何か配慮したほうがいい点何かございましょうか。ランダムに、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：裁判官の方の印象は最初からとても良くて、とても私たちもこの事件のことに入りやすい配慮をお助けいただいたとっておりますので、最後までとても流れがよく、みんなの意見をうまく引き出していただけたかなとっております。

司会者：ありがとうございます。何か褒められてばかりだといろいろ反省点もあったほうが本当はいいかもしれないんですが、特に、例えば刑を決める上でもうちょっとここを説明してほしかった、あるいはここは説明し過ぎじゃないかとか、特にそういう点はなかったんでしょうか。

裁判員経験者 4：今までの過去の事例を出していただいて、それを見ながらだったんですけども、結構アドバイスをいただかないと、なかなか細かい部分、1年刻みとか半年刻みとかになってくるとどうしていいのかわからなくなってしまっているので、的確なアドバイスをいただけたとっております。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番の方、いかがでしょう。長い評議の期間だったと思いますが、評議だけで1週間近くあったという形だったんですが、その間の裁判官の進行、中間的な説明の評議も含めて配慮する点で足りない点、あるいはこういう点は良かったという点、どちらでも結構ですが。

裁判員経験者2：すごく長い裁判だったので、議論する内容も物すごく多くて、裁判官の方からいろいろと皆さん、御意見どうですかということと言われるんですけど、なかなかその言葉がなかなか出しにくいというか、出なかったというのも事実で、でもそこをうまく引き出していただいて、それで進めていかれた。それはすごく良かったと思います。私のこの裁判に関してはすごく流れは良かったのではないかなと思っております。

ただ、余りにも議論する内容が多かったものですから、結局、最後の日まで評議が続くというような形になってしましまして、本来なら何か最初の予定では1日はもうこれはなくすという話だったんですけども、やはり議論が白熱したといいますか、多くなってしましまして、最後の日まで議論を尽くすような形になりました。ただ、それに関しては良かったんじゃないかなと、私は結論からいってそういうふうには思っています。そこまでみんなが活発な意見が出て、最終的にそういうふうな結論が出たということに関しては、その期間を全うして良かったんじゃないかなと、私はそう思っております。ですから、そのときの裁判官の方に関しては、私はすごく感謝しています。

司会者：恐らく、今回の事件の判決を見ると本当にいろんな観点からいろんな部分に触れて、しかも必ずしも一方に偏るんじゃなくて、積極面・消極面両方ともバランスを見ながらで、かつそれを最後どうまとめて判断するかっていう、非常に大変でかつ量刑も議論しなきゃいけないと。恐らく私もこれをするんだったら、評議、何日とればいいんだろうと、ものすごく迷う事件だと思うんですけども、期日としてはぎりぎりぐらいの期間だった。あるいはもう1日、2日ぐらいあったほうがもっと良かったのか。あるいはもうやっぱりこれ以上延ばしてももうあれだけ濃密な議論は多分できないかなあという感じなのか、そ

の辺の評議の日数的にはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 2：日程の関係もありますので、そんなに延ばすということはなかなか難しいと思うんですけども、本当言うたらもう1日ぐらいは議論をしたかったなというのが気持ちです。

司会者：そんなに2日も3日も足りなかったという感じではなくて、あともう少しできるならしたかったという感じなんですか。

裁判員経験者 2：そうですね、最後のほうがちょっと余裕がなくなってしまったものですから、やはりちょっと余裕を持った形でこういう議論を締めくくりたかったというのが本来の気持ちですね。

司会者：ありがとうございます。

それでは、5番の方、いかがでしょうか、評議に関してですが。裁判官のほうの配慮という観点で、御負担にうまく配慮できたか、それとも、この点はもうちょっと配慮してほしいというところがあったのか。

裁判員経験者 5：4番の方もおっしゃっていましたが、裁判官の方の説明は大変わかりやすく、休憩ということで部屋に毎回戻ったときにも、例えば先ほど何かわかりにくい言い回しはなかったかとか、何かわからない点、疑問があれば遠慮なく聞いていただきたいということで、審理の進め方も説明も親切で、大変わかりやすかったと記憶しております。

司会者：ありがとうございます。何かあんまり褒められてばかりで本当にいいのかなという感じもするんですが、何かあれば御遠慮なくおっしゃっていただいて結構です。

1番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：スケジュールとしては、私は仕事をしながらでしたので、10分、1時間から1時間半に1度、10分の休憩があったのは非常にありがたくて、ちょっと休憩のときにお菓子を準備してくれていたりとか、糖分をとりながら、休憩時間はすごくありがたかったです。

司会者：ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：特に、というか、どういうものかわからない状態でやっている
ので、いいか悪いかも、これしかしていないしみたいな。別に特に本当に量刑
ぐらいだったので、証拠も別に全部を認めてはるしみみたいな感じで。そこが最
後の。だから時間も別にちょっとしっかり話し合いをさせていただいて、なの
で、特に裁判長の方がどうこうということはなかったと思います。

司会者：3番の方がおっしゃっていたことで、違和感があったということで、そ
れは私たち法律家がちゃんとうまく説明して、納得していただいて持ってけれ
るかというのをいつも私たち悩んでいるところなんですけど、その点の説明はい
かがでしょうか。最後に、しょせん法律だからなという感じなのか、あ、なるほ
ど、やっぱりそれはこういうふうに分の気持ちとの食い違いは法律だったら
これはきちっと納得できたという感じなのか、その点はいかがだったんでしょ
うか。

裁判員経験者3：そうですね。そこら辺はやっぱりちゃんと酌んでいただいて、
説明をしていただきました。多分、裁判が始まるまでに、準備期間がまた、裁
判員裁判をするための準備というのを、だから、相当してはるんやろうなとい
う感じで、きっと。だから時々、きつとこういう流れでやりたいのかなみたい
なものが見えるときは確かにあります。多分、シミュレーションというか、こ
ういう感じでという。やっぱり私は何も、6人いても、皆さん初めての方ばか
りなので、どうしても頼るところがあるし、もちろん自分の意見も言うんです
けど、なので、まあ。ただ、見えてしまうと確かに、あ、もう決まってんちゃ
うのみたいな、うちらで一応するけど、決まってんちゃうの的のところはある
ので難しいと思いますし、ちょっとこちらの受け取り側にもあると思うんです
けど、なるべくそういうニュアンスが出ない感じでというのはあると思いま
す。

司会者：ありがとうございます。恐らくそこら辺のギャップが一番、こちらも説
明するのが難しいのは、恐らく裁判員裁判だからといって量刑は全く自由に決

めていいわけじゃないというのが一応判例とかでも今ありまして、量刑グラフはある程度踏まえてくださいと。ただ、それに押し込めるんじゃないんですよ。やっぱり意見も言っていただいた上で議論するんですよというのをどううまく説明して、どう納得していただくかというのがいつも難しいところがあるんですが、そこら辺はどうでしたか。

裁判員経験者 3：大丈夫でした。はい、大丈夫です。もちろんその差はなかなか埋まらないと思うので、それはそれでちゃんとわかるように説明していただいたので大丈夫でした。

司会者：ありがとうございます。

それでは、1年、2年経っている事件ではありますが、皆さん、今日ちょっと発言を注意しなきゃいけないというふうに非常に大変だったところもあろうかと思いますが、守秘義務上の負担、あるいは仕事をずっとその間休んだり、家族の関係とかもあったかもしれませんが、長くて1か月半、短い方でも大体1週間、審理に参加したことによって、仕事とか生活に与えた影響、あるいは3番さんがちょっとおっしゃったように、ショックのある事件、あるいは4番の方がおっしゃいましたが、身近に感じる事件もあったりして、その後、何か生活上に影響を与えた面、負担的な面を含めて何かあったかどうか。審理中の負担も結構ですが、そういう点をまた、いろいろお聞きしたいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

いつも長い順から聞くので、逆に短いほうから聞きましょうか。4番の方がいかがでしょうか。1週間参加されたことによる、その期間ないしその後のいろんな負担、守秘義務の点を含めてお願いいたします。

裁判員経験者 4：私が裁判員になったということは、結構周りの方は知っていたんですけども、深く聞くこともなく、あれをいろいろ聞かれるとどこまでが自分で話をしている線なのかと思いながら話しますが、多分、話している間に線を超えてしまうとかということがあったんじゃないかなと思うんですが、ああ、無事に終わったのねという感じで、何か周りのみんなが理解をしてくれて

いた部分が私にはとても助かったなと思います。聞かれても言えませんという
と、それで人間関係がちょっとやっぱりぎくしゃくする関係もあるかもしれない
いなというのがあったので、そこはすごく周りの方、助かりました。

ちょっとこの事件が私の身内の近くで起こっていたもので、それをリアルに
怖いなと思ってしまい、本人にはやっぱり知らせることなくいてたのが、ま
あ、犯人は捕まっているので同じことが起こるわけじゃないんですが、何かそ
の辺でこう、ちょっと余りにもリアル感が出てしまってというのはありました
が、それぐらいです。

司会者：最初にちらっとおっしゃいましたけど、女性が狙われて、いきなり襲わ
れた強盗事件で、身近に感じられたこともありました。それは逆に、例えば
自分が帰宅途中で怖くなったとか、そういうふうな影響というのは余りなかつ
たんでしょうか。

裁判員経験者 4：私自身は余りそういうことに、余り頓着ないんです。という
か、もう忘れていくタイプなので、ここを出ちゃうと、もう全然、自分の生活
に戻るとい感じだったのですが、やっぱり大層身近なものの方にはちよっ
と気を遣うようにはなりました。

司会者：守秘義務の関係では、周りの方から聞かれなかったということですが、
逆に御自分で誰かにしゃべりたいという気持ちになったりとか、そういうこと
は別になかったんでしょうか。

裁判員経験者 4：それはなかったです。裁判員になったということは結構、今回
選ばれたのでこんな日程で行くんですけどという話をしましたけど、中身につい
てはやっぱり自分はどこかで話さないほうがいいなっていうのがあって、全く
話すことなく、今まで至っています。

司会者：ありがとうございます。

それでは、次、また同じく1週間の審理だった3番の方いかがでしょうか。
そういう審理中ないしその後の生活上の負担、例えば、あるいはそういうイラ
スト見ていろいろ思い返したり、話が出たりしましたが、その点を含めて、事

後の負担というのはどのような感じだったでしょうか。

裁判員経験者 3：守秘義務の話は裁判中のときに部屋に帰ってみんな話したことをしゃべったらあかんというだけで、だから、裁判であったことは別にオーケーやし、裁判員裁判をやったということは別に言っていますよみたいな、結構はっきり、帰って、あの部屋でしゃべっていることだけ言ったらだめなんですよというのをはっきり言っていたので、あ、そうなんやみたいな、結構線がぴつとこうできたので、その点ではどこまでしゃべって、どこまであかんというのはあって、私も専業主婦なので、御近所さんとかと世間話もするし、学校とかでもお話をするので、こんなん行ってきてんという話で、逆にみんなが、それ言っているのみたいな、なったのはいいねんみたいな説明を広めてきました。評議はあかんねんみたいな、でも、裁判の内容が別にニュースとかにも出ることやし、そういうのは大丈夫なんやという話を一応して。多分、守秘義務で何か、逆にみんなのほうになったことさえ言ったらあかんのちゃうかみたいな感じになっていて、聞かれもしなかったもので、特にこれで困ったことは、私の場合はなかったです。

負担、そうですね、私はやっぱり映像というか、見たのはイラストだけだったんですけど、でも、それは、まあ、許している範囲というか、まあ許容範囲ではあったんですけど、確かにこれを、これがなければ起こり得なかったことなので、まあ、それを負担ととるか、どうかというか、何事でも経験したら必ずいいことも悪いこともあるので、まあ、そのうちの一つかなという感じで、プラスもマイナスももちろん、いろんな出来事もあるので、まあ、そうかなと思って受け止めています。

司会者：ありがとうございます。心的負担がどうしてもこう本当に病的というか、本当に辛いときには、例えば電話する場所もありますよとか、そういう説明は裁判官のほうからもありましたか。

裁判員経験者 3：はい、ありました。

司会者：ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：守秘義務に関しましては、裁判官の方からも丁寧に説明をしていただきましたし、また、実際会社で根掘り葉掘り聞かれるということはなかったんです。行ってきたことも、もちろん家族や会社の人には伝えていますが、その点では特に苦労はしませんでした。

負担という点では、通常、ふだん仕事をしているんですけども、実際、仕事中のほうが毎日ばたばたもしていますし、いらいらもしていますし、きりきりきりきりして、時間に追われて仕事をしています。この裁判をしていたときは、休憩もちゃんとありましたし、お菓子もいただいて、という日程にもかかわらず、毎日家に帰るとずしんとした重み、別に走り回ることもなく、運動といえばこの部屋とあそこの間を歩くだけの運動にもかかわらず、毎日1日が終わるとずっしりした重さというか疲れは感じました。

家族には特にこの裁判中のことを話すことはなかったですね。実際、家で裁判のことを考えるという意識はなかったんですけども、それでも、夜、例えば食事しているときに、犯人の方の顔が浮かんだりとか、証人の方の顔が頭の中に浮かんだりというのはありました。

この1年、実際、細かく思い出すことはなかったんですけど、今回、この書類が送られてきたときに、やはり関係者の方の顔はみんな思い出しましたね。裁判長、弁護士さん、皆さんいろいろと思い出しました。

細かいことなんですけど、こういった書類関係、当時もそうなんですけど、すごくきちんと作成されていて、関係者の方、大変だろうなというのは常々思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方は最初の日程調整の件、やっぱり職場にいろいろ言ったりしてとありましたが、特にお仕事の関係ではその調整で終わった後は、やっぱり仕事がたまって大変だったとか、あるいはほかの人に迷惑かけたのが大変だったとか、何かそういうところはございましたか。

裁判員経験者5：それは私は大丈夫でした。いろんな職種の方とか、御家庭の

方、いらっしゃるかと思うんですが、私は大丈夫でした。

司会者：先ほどいろいろ被害者の顔や被告人の顔がぱっと思ひ浮かぶこともある
とございましたが、特にそういう精神的に何か不安定になるとか、そこまでは
大丈夫だったんでしょうか。

裁判員経験者 5：そこまでは大丈夫です。

司会者：ありがとうございます。次に、1番の方が3週間しかもお仕事もいろい
ろ調整してちょっと大変だったニュアンスもあったかと思いますが、そういう
ところも含めて、審理中、あるいは終わってからのいろんな御負担の関係、い
かがだったでしょうか。

裁判員経験者 1：裁判員期間中は5時ぐらいにこちらが終わって、職場までも近
かったので、終わってから仕事に取り組むことができたので、その終わる時間
というのはすごく助かりました。

心理的な面でも、特に残酷なものでもなかったですし、被告人の方も無罪で
終わったので、こういった心理的な負担はなかったです。

守秘義務のところ、大体の友人に聞かれた場合は守秘義務で答えられない
ということで了解されていたんですけども、ホームページで期間、裁判員期間
と事例が載っているページがあるみたいで、それを見たからこの事件でしょう
みたいなことで、すごい突きとめられたときはちょっと怖いなと思ってしま
いました。

司会者：さっき3番の方もおっしゃいましたけど、事件自体のこと、法廷で見聞
きしたことはしゃべっていいよというのはこれはもう説明はあったんですか
ね。

特に評議の内容をいろいろ聞かれてというのはそんなにはなかった。

裁判員経験者 1：そこまで詳しくは大丈夫でした。

司会者：逆に自分のほうから評議の内容を言いたくて困ったとか、そういうこと
も特になかった。

裁判員経験者 1：はい、言いたいという気持ちは起こりませんでした。

司会者：負担の話，今，終わってから仕事に行かれたという話があったんですが，5番の方もおっしゃったように，大体裁判員の方，1日やると，本当に疲れたという感じになることが多いのですが，そうした中で，また5時以降仕事に行く，しかも3週間ぐらいの事件だったんですが，その点の体調とか大丈夫だったんでしょうか。

裁判員経験者1：そうですね。体調はしんどくなかったんですけども，やっぱりちょっと気持ち的な面で大変な部分はありました。

司会者：そこら辺のフォローはどういう形で，例えば審理中に裁判官が何か気を使ったとか，あるいは職場の人とかいろいろ気を使ってもらえたのか，あるいはそれは自分で何とか解決したのか。どんな感じだったでしょうか。

裁判員経験者1：私がちょっと外回りで，内勤の人とペアでやっていたので，ペアの方はかなりサポートしていただいていたので，その部分は職場のほうでサポートしていただいた状況です。

司会者：あとその点，5時以降で大体お仕事片づけられたのかもしれませんが，特に終わった後にまたたまっていた分があって大変だったとか，そういうのは大丈夫だったでしょうか。

裁判員経験者1：はい，大丈夫です。

司会者：どうもありがとうございます。本当にいろいろ大変な思いをしていただきながら頑張っていただいて，配慮したのが裁判官と言ってくれたら一番良かったかもしれませんが，多分，もうちょっといろいろ頑張らなきゃいけないところがあるんだなと思いました。ありがとうございます。

2番の方，本当に今のお話からしても，相当いろんな負担，心理的な負担もあった事件だと思いますが，実際，1か月半やられた，あるいはその後の，しかも有罪無罪が難しいところもある事件を担当された後の心理的な面も含めての御負担，いかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：私の事件は結構これ大きな事件だったみたいで，もう次の日のニュースとか新聞とかにも出ているようなニュースでして，まあ，私とその裁

判員を終わって職場に戻ったときに、皆さんからそれは言われました。この事件やったんちゃうんかというふうな形でですね。で、もう守秘義務とかそういうふうになってしまうと、本当はいけないかもしれんけど、まあ、そうやというような話はさせていただきました。

ただ、だからといってそれに対してどうやったとか、そういうことに関して、そういう突き詰めて聞かれるようなことはなかったので一応そういうのは参加したということだけは皆さんには伝えて、それ以上のことはもう何も伝えていない状況です。

ただ、やっぱり1か月半という期間の間、私も仕事をしていますので、当然、その分の仕事はどんどんたまっていく一方だったので、そこから元に戻すのはかなりパワーが要りました。ですから、多分、終わったのが10月頭だったと思うんですけど、そこから1か月ぐらいの期間はもう私は日ごろのちょっと倍ぐらいの量の業務処理をしていたんじゃないかなというような、そんな気がします。ですから、まあ、私は今でも思うんですけども、やっぱりこれぐらいの長い裁判を裁判員裁判でするのはちょっと負担が大きいんじゃないかなというのは今でもそういうふうには思っていますし、できれば、僕ももしできるんやったら、そういう1週間程度の、そういう簡単な裁判に参加したかったなというのが本音です。そんな感じですね。

司会者：逆に言えば、この裁判、やっぱり論点がいろいろあったのでこれだけかかったんですが、もうちょっとここら辺短くできたなとか、あるいは3週間ぐらいでできなかったのかとか、そういう面はありますか。でも、この事件、やっぱりこのぐらいの期間、十分に必要だった事件だったなという感じだったんでしょうか。

裁判員経験者2：まあ、登場人物とか、相関関係とか見ても多岐にわたっておりますので、これぐらいの期間は必要なのかなというふうには思います。ですから、私のやったことに関してはそんなに別に後悔はしていませんし、やったことに関しては自分で納得はしているんですけども、ただ、ちょっと負担が多い

ということに関しては、これはもう事実だと思います。

司会者：ありがとうございます。守秘義務の点ではこの事件やったんかというのは、多分、説明したんじゃないかと思うんですけど、そういう事件を担当したということまでは言っても、終わった後は大丈夫です。やっている最中は誰かれ構わず言っちゃいけないけれども、終わった後はもう自分が裁判員やりましたよというのは言っても大丈夫です。これはもう守秘義務違反じゃありませんので大丈夫です。

それ以外では体調の面とか、その点とかは大丈夫でしたか。1か月半して、しかもその後の仕事の後始末とかもあったりして。

裁判員経験者2：まあ、体調の面とか、そういう面は別に変化はなくできました。

ただ、逆に言うと、その裁判員裁判をやっている間は定時というんですかね、5時やったら5時の時間に帰れたというのは非常に、それはそれでありがたかったかなというふうな気がします。

ただ、その後は定時で帰れなくなってしまったというのも事実なんですけども、そういうことはなかったです。

司会者：どこまでお聞きしていいのかもありますが、これだけの難しい事件だったので、ずうっと思い悩んでしまったりとか、そういうところでの負担というのはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：やっぱり、証人の方の言っていることの内容はできるだけ聞き逃さないようにと思って一字一句書いていたんですけども、もうそれがもうすごい量になってしましまして、それを書くのが大変というか、朝から晩まで書いてないかんで、それは本当に負担になったのもあったと思います。

しんどかったといえば、確かにしんどかったかもしれないけれども、でも、こういうような経験をさせていただいたのも一つの人生の中でもわずかなことだと思いますので、それはそれで自分の生きていた価値というのか、そういうのがあったんじゃないかなという気がします。

司会者：どうもありがとうございます。お話を伺って、本当に頭が下がる思いをすることが多いんですけども、大変な事件をやっていただいてありがとうございました。

あと三者のほうで何か追加して質問とかございますか。

高山弁護士：皆さんにお尋ねしますけれども、もともとその審理計画表では何時に終わるということが予定表に書いてあると思うんですが、日付によっては5時なら5時という予定が超過してしまうということがあったと思うんですが、確か、その事件で、少し延びたような気がするんですよね。裁判長が横を向いて、皆さんよろしいですか、よろしいですかと、こうやって延ばすということをしていて、私はあれ見ている、大丈夫かなと、今お話を聞いていて、5時以降に仕事を予定されている方もいらっしゃるだろうに、しかもあんな法廷の中で聞かれたら嫌ですとは言えませんがみたいな感じにならないかしらと思って、ちょっとそのあたり、終わる時間というものをきっちり守るということについて、この裁判員の皆さんの御意見をお聞きしておきたい。これはやっぱり法曹三者が気をつけなきゃいけないことだと思うので、何か御意見があれば、もし延びちゃって困ったとかということがあれば教えていただけないかな。

司会者：1番の方、何か延びた日とかありましたか。

裁判員経験者1：そのときの裁判長の方、非常に時間を守っていただきまして、議論が白熱したときも時間で切って次の日に持ち越そうという形でしていただいたので、大変ありがたかったです。

司会者：そもそも5時以降は余り延びることがなかった、予定が延びることはなかったということですね。

2番の方はこれだけの期間の中で、何か延びたということはどうでしたか。

裁判員経験者2：1日だけですね、6時ぐらいまで議論が白熱してやったことがあります。そのときは先ほど弁護士さんの方が言われたように、大丈夫ですか、大丈夫ですかというような形で横の方に聞かれて、こちらのほうも皆一応大丈夫だということで、それは参加したので、皆さんの納得をした上でやられ

ているので、それは私はもうオーケーじゃないかなと思っております。

司会者：3番の方は延びたということはなかったですかね。

裁判員経験者3：いや、特に、もめるところがそんなになかったの。はい。

今、もしそうなったときどうなのかなとちょっと思ったんですけど、私とかやっぱり時間は、ちょっと連絡する時間とかさえあればという配慮さえしていただければ、少し延びる分は大丈夫かなと思います。

司会者：4番の方の事件では特に延びたようなことはなかったでしょうか。

裁判員経験者4：1日だけ、6時ぐらいまであったんですけども、そこにいる皆さん、全くそれに疑問を抱くよりも、その話し合いのほうに入っていたので、裁判所の方のほうで、こんなに遅くなってすみませんという形で言っていた記憶はあります。でも、負担ではなかったです。

司会者：ありがとうございます。5番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者5：いえ、私の記憶では延びたとかそういうのではないと思うので。

時間に関してはそんなに遅くなることもなく、このスケジュールどおりであったかと思います。

司会者：それでは、そろそろ時間ですが、記者の方から事前の質問は出ておりませんが、特に質問とかございませんか。

記者：1問だけ、2番の方、大分有名事件だったということで、その後、帰宅後も次の日に大分報道もあったということなので、この、例えば被告人の方の名前なんかをインターネットで検索したりすると、センセーショナルなものも含めていろんな記事が出てきたりとかするんじゃないかなと思うんですけども、例えば事前の報道をもし目にされていたらその影響とか、そういうものはどういうふうにご考慮おられたか。あるいはその事後的にその報道に触れたときに、どういうふうにご対応おられたか。例えば御自分が法廷でござんになっていた光景とえらく違う書きぶりがしてあるとか、そういうことを感じられることがあったりされたらちょっと教えていただきたいんですけど。

裁判員経験者2：まず、この被告人の方のことにに関して、裁判当時から週刊誌等

に名前が出て、こういう記事が出ていたのが事実なんですよ。そのときに裁判長から何かそういう週刊誌が出ていますけども、そういう週刊誌、読んでもらっても結構ですけども、週刊誌の内容をここで話したりとか、そういうことを前提にこういう発言とか、そういうことはやめてくださいと、そういうような発言があったので、それはもうこちらとしてもそのとおりにしたつもりです。

もちろん、その後、報道とかもされて、その後どうなったのかなとかという、そういうような気持ちもあるんですけども、私がやったことはあくまでも裁判の中だけでのことですので、ですから、裁判の期間が終わって、今さら、当然この方の名前とか見たら気にはなりますけども、だから、この方がその後どうなったのかとか、そういうことに関して、私は別に、特に気にしているというか、そんなんはありません。

記者：ありがとうございます。

司会者：では、そろそろ時間が来てしまいました。あと皆さん、言い足りないこととか、何かこれだけは言っておきたいこととかある方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、今日は本当に貴重な御意見ありがとうございました。今日いろいろ伺ったお話はまた今後、私どもいろいろ活かしながら裁判员裁判を改善していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。これで意見交換会を終わらせていただきます。

以 上